

付 属 資 料

- 1 市民意向調査の概要（作成中）
- 2 中期財政計画の概要（作成中）
- 3 諸計画一覧（作成中）
- 4 策定の経過
- 5 長期計画審議会
- 6 長期総合計画策定本部
- 7 用語説明

1 市民意向調査の概要

■ 平成20年度市民意向調査の概要

<作成中>

■ 平成21年度市民意向調査<追加調査>の概要

<作成中>

2 中期財政計画の概要

■ 策定の目的及び長期総合計画との関係

<作成中>

■ 財政計画表

<作成中>

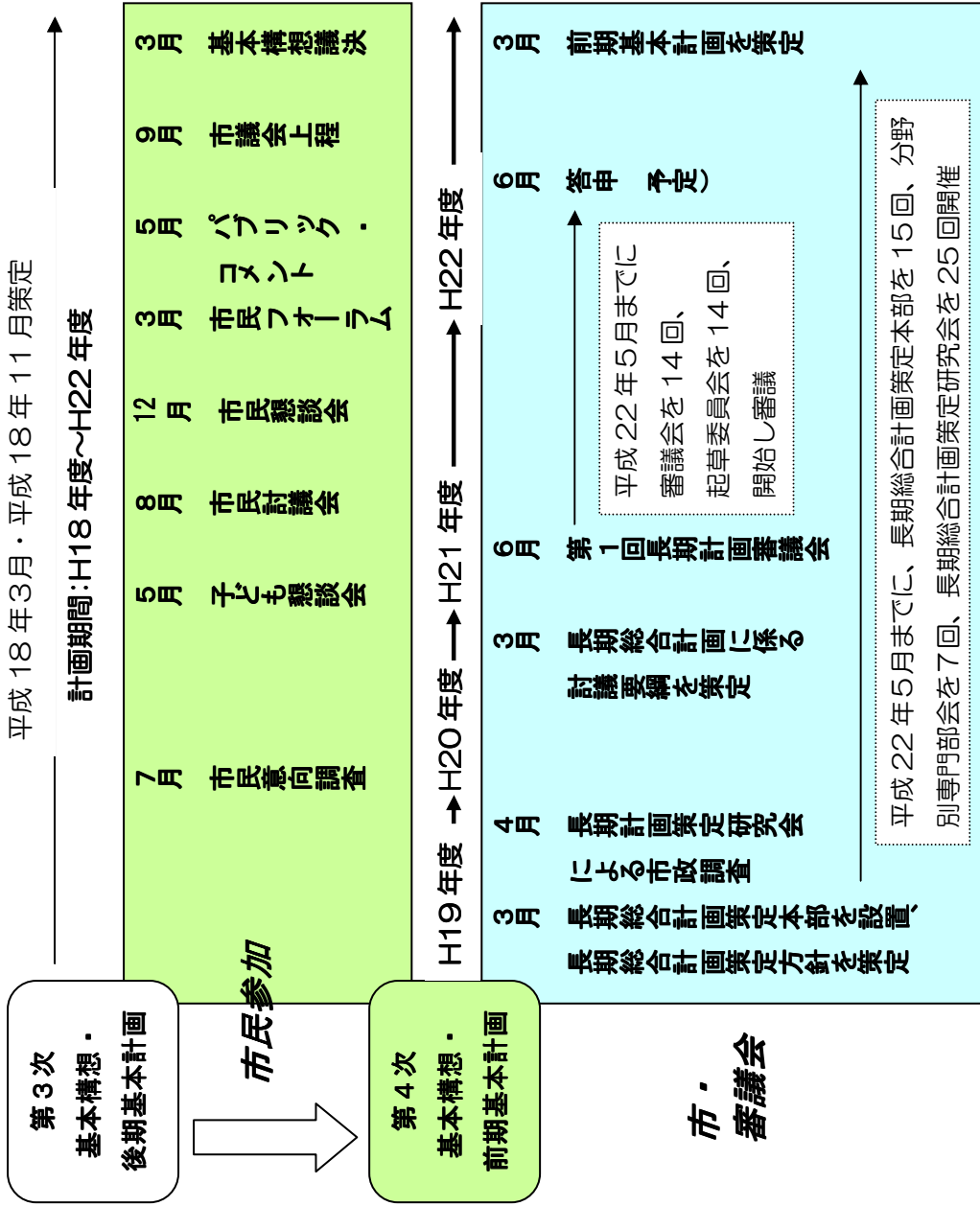
3 諸計画一覧

■ 諸計画一覧

<作成中>

4 策定の経過

■ 第4次基本構想・前期基本計画策定の経過



●長期計画審議会

第1回(平成21年6月19日)～第15回(平成22年4月13日)

○長期計画起草委員会

第1回(平成21年9月12日)～第14回(平成22年4月17日)

●長期総合計画策定本部

第1回(平成20年2月19日)～第15回(平成22年4月20日)

○分野別専門部会

第1回(平成20年12月26日)～第7回(平成22年11月27日)

○長期計画策定研究会

第1回(平成20年12月26日)～第25回(平成21年10月23日)

5 長期計画審議会

■ 小金井市長期計画審議会条例

(設置)

第1条 小金井市長期計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、小金井市長期計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、長期計画の策定に関する必要な事項を調査および審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員16名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 削除

(2) 学識経験者その他 12名以内

(3) 教育委員会の委員 1名

(4) 農業委員会の委員 1名

(5) 市に勤務する職員および関係行政機関の職員 2名以内

3 委員の任期は、当該諮問にかかる答申の終了によつて満了するものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議公開)

第6条 審議会の会議は、公開とする。

(専門委員)

第7条 専門の事項を調査および審議するため、必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長が定める部課において処理する。

(委任規定)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

■ 小金井市長期計画審議会委員の名簿

【学識経験者その他】(第3条第2項第2号関係)

会長	○武藤	博己	法政大学大学院教授
会長職務代理者	○三橋	誠	一般公募市民
	五十嵐	京子	一般公募市民
	吉良	正資	一般公募市民
	○玉山	京子	一般公募市民
	○永田	尚人	一般公募市民
	○渡辺	嘉二郎	法政大学工学部教授
	○淡路	富男	行政経営研究所所長
	今井	啓一郎	公益法人小金井市商工会
	鈴木	富男	社団法人小金井市シルバー人材センター会長
	竹内	實	社会福祉法人小金井市社会福祉協議会専務理事
町田	裕紀	小金井市青年会議所副理事長	

【教育委員会の委員】(第3条第2項第3号関係)

鮎川 志津子 小金井市教育委員会委員

【農業委員会の委員】(第3条第2項第4号関係)

鴨下 輝秋 小金井市農業委員会委員

【市に勤務する職員及び関係行政機関の職員】(第3条第2項第5号関係)

古川 俊明 東京都北多摩南部建設事務所所長
※平成21年8月3日から

藤江 賢治 東京都北多摩南部建設事務所所長
※平成21年7月16日まで

大久保 伸親 小金井市副市長

※○印は、起草委員を示す。

※委員の任期は、平成21年6月19日から、特に記載がなければ答申の日まで。

6 長期総合計画策定本部

■ 小金井市長期総合計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 小金井市における長期総合計画を計画的かつ総合的に策定するため、小金井市長期総合計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 長期総合計画の策定に関すること。
- (2) 前号の計画策定に係る施策の推進及び総括的な進行管理に関すること。
- (3) その他、行政各分野における計画の総合調整に関すること。

(構成)

第3条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、小金井市庁議に関する規則（昭和62年規則第25号）第2条に規定する構成員である部長職者をもって充てる。
- 5 本部長は、前項に規定する者のほか、必要と認める者を臨時に本部員とすることができる。

(会議)

第4条 本部長は、必要に応じて策定本部を招集し、会議を主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係職員に策定本部への出席を求めることができる。
- 3 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

(部会)

第5条 本部長は、策定本部の円滑かつ効率的な運営を図るため必要があると認めるときは、本部に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、本部長の指名する部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議を主宰する。
- 4 部会長は、部会の円滑かつ効率的な運営を図るため必要があると認めるときは、部会に研究会等を設置し、又は関係職員を臨時に部会の構成員に指名し、もしくは関係職員に部会への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定本部の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

- 2 部会の庶務は、部会長の所属する課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定本部の運営に関し必要な事項については本部長が、部会の運営に関し必要な事項については部会長が、それぞれ定める。

■ 小金井市長期総合計画策定本部の体制

- 1 長期総合計画策定本部（理事者、部長職者 18人）
 - 本部長 副市長
 - 副本部長 教育長
 - 本部員 企画財政部長、長期総合計画等担当部長、総務部長、市民部長、税務担当部長、環境部長、ごみ処理施設担当部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、都市整備部長、開発事業本部長、会計管理者、学校教育部長、生涯学習部長、議会事務局長、監査委員事務局長

- 2 分野別専門部会（課長職者）
 - (1) 環境と都市基盤部会（18人）
 - 部会長 都市計画課長
 - 部会員 企画政策課長、地域安全課長、検査担当課長、経済課長、環境政策課長、ごみ対策課長、ごみ処理施設担当課長、中間処理場担当課長、水道課長、下水道課長、まちづくり推進課長、道路管理課長、建築営繕課長、交通対策課長、再開発課長、区画整理課長、企画政策課長補佐（政策担当）
 - (2) 地域と経済部会（8人）
 - 部会長 経済課長
 - 部会員 企画政策課長、情報システム課長、総務課長、地域安全課長、コミュニティ文化課長、環境政策課長、（農業委員会事務局長）、企画政策課長補佐（政策担当）
 - (3) 文化と教育部会（13人）
 - 部会長 庶務課長
 - 部会員 企画政策課長、広報秘書課長、コミュニティ文化課長、文化施設開設担当課長、学務課長、指導室長、生涯学習課長、スポーツ振興担当課長、図書館長、公民館長、企画政策課長補佐（政策担当）（男女共同参画担当）
 - (4) 福祉と健康部会（13人）
 - 部会長 地域福祉課長
 - 部会員 企画政策課長、保険年金課長、障害福祉課長、介護福祉課長、健康課長、子育て支援課長、保育課長、児童青少年課長、生涯学習課長、スポーツ振興担当課長、公民館長、企画政策課長補佐（政策担当）
 - (5) 計画の推進部会（20人）
 - 部会長 企画政策課長

部会員 行政経営担当課長、財政課長、広報秘書課長、情報システム課長、総務課長、
法務担当課長、職員課長、人事給与制度担当課長、管財課長、市民課長、
市民税課長、資産税課長、納税課長、会計課長、議会事務局次長、
選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局次長、
企画政策課長補佐（政策担当、調整担当）

3 長期総合計画策定研究会（原則係長職又は主任職にある職員 24人）

早坂 嘉人（企画政策課）	山浦 勉（財政課）	山口 晋平（庶務課＊）
諏訪 知恵（広報秘書課）	金原 真貴子（総務課）	畑野 伸二（地域安全課）
宮奈 勝昭（職員課＊）	中島 憲彦（コミュニティ課＊）	櫻井 薫（経済課＊）
町田 知広（環境政策課）	高橋 信康（保険年金課）	畑野 淳（都市計画課）
鈴木 崇（保険年金課）	鴨下 正人（市民税課）	田中 克知（資産税課）
鈴木 富美（納税課）	二井本 慎哉（職員課）	最所 拓也（財政課）
高花 美咲（保育課）	大久保 隆（都市計画課）	鈴木 明信（道路管理課）
大久保 泰広（再開発課＊）	井上 義秀（再開発課）	山内 和子（総務課＊）
倉澤 亮（庶務課）	深澤 亘（指導室）	木村 逸子（子育て支援課）
川口 慈郎（職員課＊）	和田 穂積（公民館）	古賀 誠（議会事務局）

※（ ）内の所属課は平成22年度末現在。＊は途中で辞任した研究員

7 用語の説明

あ行

一部事務組合 (p.14)

市町村等の事務の一部を共同処理するために、地方自治法に基づいて特別地方公共団体として設立された組合。ごみ・し尿処理、病院、消防などの事務のために設立されている。

インフラ (p.14)

インフラストラクチャーの略語で、社会的な経済基盤及び生産基盤の総称。道路・港湾・河川・鉄道・通信情報施設・下水道・学校・病院・公園・公営住宅などが含まれる。

ウェブコミュニティ (p.35)

同じ話題に関心を持つなど連帯感を持つ人々が集うホームページ又はそうした関係のこと。

江戸東京野菜 (p.17)

亀戸大根、大蔵大根、伝統小松菜、馬込半白胡瓜など、かつて現在の東京周辺で作られていた伝統野菜のこと。東京各地で江戸東京野菜復活の取組が進められており、特に市内農家の取組が注目を集めている。

温室効果ガス (p.58)

大気中の二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのこと。地球温暖化対策推進法により、二酸化炭素、メタン等の6種類のガスが温室効果ガスとして定められている。

オンブズマン制度 (p.20)

市民から寄せられた市政に関する苦情を調査し、必要な場合は、市や事業者に対してサービスの内容や制度を改善するよう、勧告したり意見を述べたりする制度。小金井市では、福祉サービス苦情調整委員設置条例により、福祉サービスに対するオンブズマン制度が整備されている。

か行

かかりつけ医・かかりつけ歯科医 (p.21)

利用者の身近な地域で開業し、日常の医療的な相談にのり、必要に応じて適切な病院を指示・紹介するなどの対応をする医師及び歯科医。

花壇ボランティア (p.51)

市内公園の花壇を世話する市と協定を結んだボランティア団体。市から、活動な物品用具類の支給、苗の支給、旗の貸与、ボランティア保険の加入などの支援を受けることができる。

学校評価 (p.113)

各学校が、教育活動その他の学校運営について、具体的な目標を設定し、その達成状況を整理して、取組の適切さを検証することにより、組織的・継続的に改善すること。

家庭福祉員（保育ママ）（p.35）

保護者が勤めているなどの理由で、保育を必要とする3歳未満の乳幼児を、家庭福祉員の自宅で預かり、家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を行う制度。

環境影響評価制度（p.60）

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事業者において事前に評価し、環境保全の対策をとるための制度。

環境美化サポーター制度（p.33）

身近な公共空間である公園、道路等の環境美化活動をボランティア活動として実施する団体を支援する制度。環境美化サポーターの活動に対し、市は必要な物品及び用具類の支給、活動内容を記した表示板の設置、ボランティア保険の加入、活動により回収されたごみの廃棄物処理手数料の免除などの支援を行う。

環境緑地（p.52）

現状のまま保全されることが確約される樹木の集団で、土地の面積がおおむね500㎡以上で面的につながりがあるもの。国分寺崖線上のものは、奨励金を市が助成している。また、固定資産税及び都市計画税が減額され、緑地には自然災害等での事故に適用される保険を市でかけている。

涵養（p.14）

水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること。

キャリア教育（p.36）

児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育のこと。児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育とされる。

共生社会（p.8）

年齢や障がいの有無等にかかわらず、だれもが支え合い自立して暮らせる社会のあり方。特に、青少年育成施策、少子・高齢化対策に加え、障がい者施策や外国人施策などの総合的な推進が必要とされる。

行政評価（p.22）

市の施策・事務事業を統一的な視点と手段によって客観的に評価し、その評価結果に基づいて、問題点・課題を明らかにし、継続的な改善に取り組む一連の活動。本市では、事務事業評価を平成16年度に試行し、平成17年度から本格的に実施している。

協働（p.3）

市民及び市が、お互いに尊重し理解して、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して、市民生活を充実させること。

クリーンエネルギー（p.15）

環境への負荷が少ない、太陽エネルギー、風力エネルギーなどの自然エネルギーや天然ガスなどを使った新型エネルギー。

グリーン購入（p.60）

事業活動や消費活動により発生する環境への負荷を軽減することを目的として、環境に配

慮した製品を購入すること。

グループホーム (p.37)

認知症高齢者や障がいのある人等が数人で一定の経済的負担をして、日常生活援助のもとで、共同生活を営む施設。

グローバル化 (p.6)

国際化。特に、経済活動やものの考え方などを世界的規模に広げること。

経営耕地面積 (p.5)

農家が経営する耕地の面積。農地がすべての耕地を指すのに対して、経営耕地面積は農家が経営する耕地のみを指す。

経常収支比率 (p.22)

財政の弾力性を示す指標として用いられる指数。人件費等の毎年経常的に支出される経費に充当された一般財源を、地方税等の毎年度経常的に収入される財源に、減税補てん債及び臨時財政対策債(赤字債)を加えたもので割って100を掛けたもの。一般に80程度が良好な状態とされ、100を超えると全く投資的な経費及び財政的な余裕がないことを意味する。

建築協定 (p.34)

住宅地としての環境等を維持増進するため、土地所有者等の全員の合意により建築物の敷地、構造、用途、形態等に関して、一般の建築基準法の規定より厳しい基準を定めるもの。

小金井市の住みやすさの向上 (p.11)

基本計画の策定の際に行う市民意向調査の調査項目の1つ。平成20年度市民意向調査では、「大変住みやすい」と「どちらかと言えば住みやすい」が合わせて全体の57.4%と、平成17年度の前回調査より、2.3%向上した。

小金井市に住み続けたいと思う市民の割合の増加 (p.11)

基本計画の策定の際に行う市民意向調査の調査項目の1つ。平成20年度市民意向調査では、「永住したい」と「当分の間住み続けたい」が合わせて全体の76.4%と、平成17年度の前回調査より、4.9%向上した。

公共緑地 (p.52)

公共の用に供されることが確約される土地で、面積がおおむね500㎡以上で面的につながりがあるもの。また、固定資産税及び都市計画税が減額され、自然災害等での事故に適用される保険を市の方でかけている。

合計特殊出生率 (p.6)

15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が一生の間に平均して何人の子供を産むかを表す。なお、人口の自然増と自然減が均衡する水準は約2.07とされる。

交通災害共済制度 (p.6)

交通事故でケガをしたり亡くなられたときにお見舞金を支給する制度。東京都では、全市町村が共同で運営し、「ちょこっと共済」の名で親しまれています。

合流式下水道 (p.15)

汚水と雨水を同一の管きよで排除する方式の下水道のこと。一定以上の雨量に置いて、雨

水と汚水が混合した未処理下水の一部が公共用水域に放水されるため、除去装置の整備などによる改善が課題となっている。

高齢化率 (p.6)

65歳以上の高齢者が総人口に占める割合。高齢化率が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会と呼ばれる。

高齢者いきいき活動 (p.122)

市内7か所にある「老人いきいの部屋」で行われる、おとしよりの健康増進や生きがい発見のための講座。市に委嘱された「いきいき活動推進員」が企画運営する。

高齢者自立支援住宅改修給付事業 (p.6)

浴槽・流し・洗面台の取替、便器の洋式化などの、自立のための住宅改修の給付。介護保険の要介護認定で「非該当」とされた方も、身体的理由により必要と認められれば対象となる。

コミュニティ (p.12)

「居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会」(大辞泉)などとされる。共同性や一体感などを持つ社会集団を指し、町会・自治会などの地域コミュニティ、特定の目的に沿って地域を越えて集うテーマコミュニティ、また、目的を共有する人たちが時間的・場所的制約にとらわれることなく参加できるネット上の電子コミュニティなどがある。これら様々なコミュニティが結び付いたものが、コミュニティネットワーク。

コミュニティビジネス (p.16)

地域の課題を市民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取組。近年では、福祉、環境、教育など様々な分野で、NPOや企業などによる取組が行われている。

コミュニティ道路 (p.70)

通過交通の侵入抑制、歩道の拡幅、植栽やベンチの設置など、歩行者等が安全かつ快適に通行できるよう配慮された道路。

コミュニティ広場 (p.7)

武蔵小金井駅南口第1地区第一種市街地再開発事業の区域内に作られた多目的広場。

コーホート要因法 (p.28)

人口推計手法の一つで、年齢階層それぞれの人口動態をもとに将来を予測する方法。同期間に出生した集団(コーホート)について、出生・死亡・社会移動(転出・転入)の要因別に変化率を推計する。

さ行

再開発 (p.7) →市街地再開発事業

最適 (p.3)

環境変化に対応した最も適切な状態を表し、ここでは、私たちの住む小金井市において、市民ニーズに基づいた地域の特徴をいかしたバランスのとれた政策の形成や統合の実現を目指す状態を指している。

参加 (p.3)

市の政策立案、実施及びその評価に、広く市民の意見を反映させるため、市民が市政に参加すること。

産地偽装問題 (p.16)

食品についての偽装表示の一種で、生産地を偽って表示し、消費者、中間業者に対しあたかも、表示された生産地で生産された製品であるかのように見せる行為のこと。平成 13 年頃から牛肉や鶏肉等の偽装事件が多発し、大きな社会問題となった。

市街地再開発事業 (p.5)

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために行われる建築物の整備並びに公共施設の整備を行う事業。権利変換方式である第一種と、管理処分方式（土地買収方式）である第二種がある。

市街化農地 (p.66)

市街化区域内の農地の中で、将来にわたって保全される生産緑地に対して、計画的に宅地化を図っていくものとして区分された農地。

施策 (p.4)

政策を実現するための具体的な方策や対策となる行政活動の単位。上位の単位である政策に対して、手段となり、下位の単位である事業に対しては目的となる。例えば、施策「みどりはぐくむ仕組みづくり」はよりよい環境づくりの手段であり、事業「みどりに対する意識の啓発」にとっては目的となっている。

施策マネジメント (p.33)

施策が、計画された目標のとおり実施されているかを確認し、必要な対策を採るための管理の仕組み。

自主防災組織 (p.16)

「自分たちのまちは自分で守る」という、地域住民の連携に基づき、結成される防災組織。通常は、町会・自治会などの地域内で組織されている。

自然再生事業 (p.7)

過去に損なわれた自然環境を取り戻すため、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境の保全、再生、創出等を行うこと。特に、自然再生法に基づき、自然再生地区に指定されて進められる事業。

指定管理制度 (p.142)

福祉施設、教育・文化施設、体育施設等、市民の健康や福祉のために市が設置している公共施設（「公の施設」）の管理運営を、民間事業者等の団体に行ってもらうことにより、住民サービスの向上や経費の節減等を図ろうとする制度。

児童委員 (p.119)

児童や妊産婦への援助を行う委員。児童福祉法により、すべての民生委員が児童委員とされている。

市長への手紙、市長へのEメール、市長へのファクス (p.138)

市長への手紙は、市民が市政にどのような施策を望み、何を期待するかを把握するために

毎年行われる調査。18歳以上で住民基本台帳から無作為に抽出した2,000人に往復はがきを送り、市政に望む重点項目を3つ選んでもらい、その他意見・提案等を書いてもらうもの。

市長へのEメール、市長へのファクスは、それぞれEメール、ファクスで市民からの声をいつでも受付、市政運営に反映していくことを目的とする。

児童遊園 (p.33)

児童福祉法に基づき、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供する屋外型の施設。

住宅マスタープラン (p.64)

住宅施策を具体化し、総合的に展開するため、地方公共団体が策定する計画。

出生率 (p.20) →合計特殊出生率

循環社会 (p.6)

社会の持続性を確保するため、あらゆる活動に伴い消費するモノやエネルギーにかかる資源を、繰り返し又は様々な形で利用し、廃棄するモノを最小限にするシステムを有する社会。

ショートステイ (p.123)

介護者が病気、出産、介護疲れなどで介護できないときに、在宅の介護を要する高齢者や障がいのある人を、一時的に施設で保護する制度及びそのサービス。

人事評価制度 (p.142)

人材の育成、異動などの人事、給与などに反映させるため、職員の能力や目標に対する成果を検証する制度。

生産緑地 (p.5)

市街化区域内の農地等のうち、良好な都市環境の形成を目的とし、30年間農地として管理を義務付けられた土地。税制上の優遇措置などがある。

成年後見制度 (p.123)

認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な方の日常生活を法律的に保護する制度。

セーフティネット (p.118)

社会的・個人的な危機に対応する方策。雇用保険、社会保険、生活保護などを指す。

総合型地域スポーツクラブ (p.107)

地域住民の日常的なスポーツ活動を活性化するために構想された市民型のスポーツクラブ。

創造的産業 (p.12)

交通の利便性、多様な高等研究機関などの立地、市民の所得水準の高さなどの特性をいかして、地域社会に新たな価値をもたらす新産業のこと。研究開発型の産業、情報・環境・福祉・健康などの成長産業、地域資源をいかしたコミュニティビジネスなどが考えられる。

た行

第一種低層住居専用地域 (p.5)

低層住宅の良好な住環境を守るための用途地域。住居のほかには、小中学校・診療所・小規模な公共施設が住居を兼ねた小店舗しか建てられない。

ダイオキシン (p.60)

ごみなどの焼却や農薬などの製造中に不純物として副生される猛毒化学物質。

耐震化率 (p.65)

昭和57年以降に建築された又は昭和56年以前で一定の耐震性が図られた住宅の割合。

大学連携型起業家育成支援施設 (p.16)

中小企業新事業活動促進法に基づいて整備される、大学の持つ特許等の資産をいかして、起業家を育成する施設（インキュベータ）。大学内のインキュベータに対して、地域インキュベータと呼ばれる。

待機児童 (p.8)

認可保育所への入所を希望しているが、施設の不足や保育希望時間の調整が見つからないなどの理由により入所できないでいる児童。

大規模改修 (p.36)

施設の経年劣化に対応するために行われる、屋上防水、外壁、水回り等の大規模な改修。施設を耐用年数まで活用するためには、十数年に1回は行う必要があるとされる。

多文化共生社会 (p.18) →共生社会

地区計画 (p.31)

地区の特性に応じて、地区の住民の合意により地区内の建築物の敷地、用途等に関するルールを定め、良好な環境の街区を整備し、保全する計画。

デイサービス (通所介護) (p.66)

施設に通所する要介護者又は要支援者に対して、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導など各種の便宜を提供するサービス。

低騒音舗装 (p.38)

車の通行に伴う騒音を抑える舗装。自動車が走行するとき、タイヤと路面の間に空気が入り騒音となるが、こうした空気を舗装の中に逃して騒音を低減することができる。

透水性舗装 (p.38)

アスファルトと混合する砕石の粒度調整による間隙の増加等により、雨水等の地中への透水性を高めた舗装。歩道の舗装によく利用され、雨水流出抑制、地下水の涵養、街路樹の育成、雨天時の歩行性向上の他に、自動車走行音の低減等にも効果があるとされる。

特定健診・保健指導 (p.133)

40歳以上75歳未満の被保険者および被扶養者を対象として、メタボリックシンドロームの予防・解消に重点をおいた、生活習慣病予防のための新しい健診・保健指導。特定健診の結果をもとに、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目して、リスクの高さに応じて、動機付け支援・積極的支援を行う。

特定フロン (p.60)

オゾン層保護のため国際条約により規制の対象となっているフロンのこと。

特別支援教育 (p.110)

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために行う適切な指導及び必要な支援のこと。

特別緑地保全地区 (p.33)

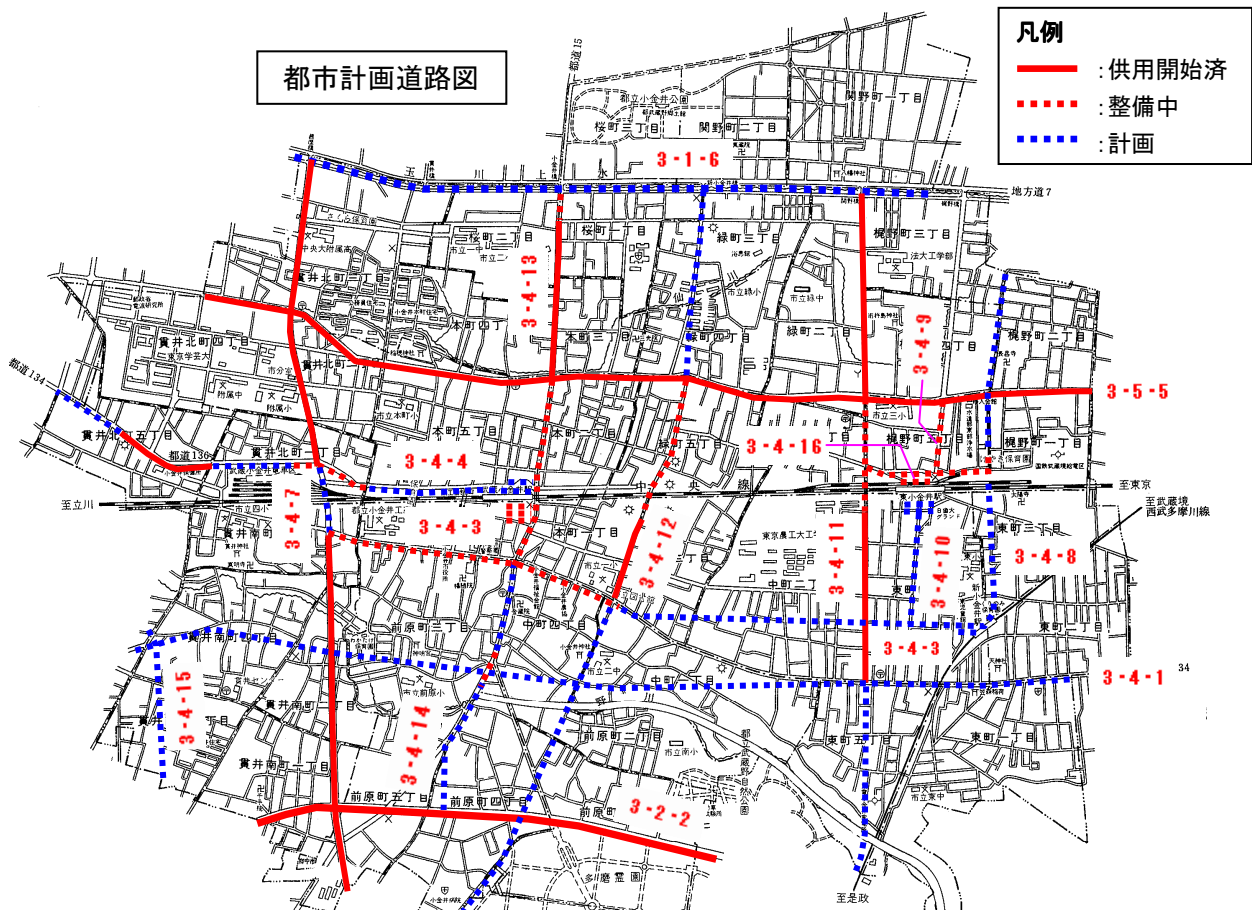
都市における無秩序な市街地化の防止、公害や災害防止のため必要な遮断地域、都市の歴史的文化的価値のある緑地などを保全することを目的に都市計画法に規定される地域地区。

都市計画公園 (p.33)

都市計画法により設置され、管理される公園。

都市計画道路 (p.7)

都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づいて建設計画が決定された道路。



都市計画道路一覧

路線 等級	街路番号		街路名称	起点	終点	幅員 (m)	整備状況	
	種別	番号						
1	3	1	6	東京立川線	梶野町3丁目	貫井北町3丁目	45~49	
2	3	2	2	東京八王子線	前原町1丁目	貫井南町1丁目	30	整備済
3	3	4	1	三鷹国分寺線	東町1丁目	貫井南町4丁目	16	
4	3	4	3	新小金井貫井線	東町4丁目	貫井南町3丁目	16	一部整備中
5	3	4	4	小金井日野線	本町5丁目	貫井北町5丁目	16	一部整備中
6	3	4	7	府中清瀬線	前原町5丁目	貫井北町3丁目	20	一部未整備
7	3	4	8	新小金井久留米線	東町4丁目	梶野町2丁目	16	一部整備中
8	3	4	9	東小金井駅北口線	梶野町5丁目	梶野町5丁目	20	整備中
9	3	4	10	東小金井駅南口線	東町4丁目	東町4丁目	16	
10	3	4	11	府中東小金井線	東町5丁目	緑町2丁目	18	一部整備中
11	3	4	12	多摩墓地小金井公園線	前原町4丁目	緑町3丁目	16	一部整備中
12	3	4	13	小金井久留米線	本町5丁目	桜町2丁目	16	一部整備中
13	3	4	14	小金井駅前原線	本町6丁目	前原町4丁目	16	一部整備中
14	3	4	15	府中国分寺線	貫井南町5丁目	貫井南町4丁目	16	
15	3	4	16	東小金井駅北口東西線	梶野町5丁目	梶野町5丁目	16	整備中
16	3	5	5	三鷹国分寺線	梶野町1丁目	貫井北町4丁目	12	整備済

16路線延長 31,220m

注1) 中央本線付属道路は除く。注2) 平成21年3月31日現在

土地区画整理事業 (p.5)

土地の区画形質を整え、道路、公園その他の公共施設の整備改善を行う事業。

な行

認可保育所 (p.35)

施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理など国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可された保育所。

認証保育所 (p.35)

認可保育所に準じた基準（施設・設備、児童 1 人当たりの面積、職員配置等）により東京都の認証を受けた保育施設。都と市が運営費の補助を行っています

認知症 (p.37)

成人に起こる認知（知能）障害。記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性でなく慢性に持続することによって日常生活に支障をきたした状態。

認知症サポーター (p.121)

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援を行う。養成講座を受講したサポーターの目印として「オレンジリング」が渡される。厚生労働省は、「認知症を知り地域をつくる」キャンペーンとして、認知症サポーター100万人キャラバンを実施し、認知症サポーター養成講座の開催を支援している。

認定認証農業者制度 (p.17)

認定農業者制度とは、農業経営基盤強化促進法及び市の農業基本構想に基づき、将来の農業の担い手として認定した農業者の経営を支援する東京都の制度。認証農業者制度とは、将来の農業の担い手として、市独自で認証した農業者を支援する制度。

年少人口比率 (p.20)

15歳未満の人口の総人口に占める割合。

農業サポート制度 (p.90)

援農ボランティア、農業パートなどの形で市民が農家を手伝い、農業生産を応援する仕組み。後継者不足等に悩む都市農業の新たな担い手として期待されている。

農工大・多摩小金井ベンチャーポート (p.35)

中小企業新事業活動促進法に基づき、東京農工大学が中小機構や地域と連携し小金井キャンパス内に整備・運営を行う大学連携型起業家支援施設（インキュベーション施設）。

野川第二幹線 (p.67)

小金井市、武蔵野市、三鷹市の地域で発生する雨水の排除を目的として、東京都が整備・管理する流域下水道幹線。

ノーマライゼーション (p.8)

高齢者や障がいのある人などハンディキャップを持っていても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す基本的理念。

バスベイ (p.71)

バスの停留所において、交通の流れを阻害することなく停車できるよう歩道などに湾状に入り込んだ部分。

パブリックコメント制度（市民の提言制度） (p.139)

市の計画等を立案する過程で、その趣旨、内容、その他必要な事項を市民に公表し、幅広く意見を求め、市民の意見を考慮して意思決定を行う制度。

バリアフリー化 (p.12)

障がいのある人や高齢者などに対する障害（バリア）を取り除くこと、及びそうした考え方。これに対して、年齢、性別、身体などの特性や違いを超えて、初めから、すべての人が利用できるような設計をユニバーサルデザインという。

病後児保育 (p.127)

保育所に通う子どもが病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、一時的にその子どもを預かり保育すること。

ヒートアイランド現象 (p.60)

経済活動等に伴う熱エネルギーの放出や日射熱の蓄熱等により、郊外に比べ都心部ほど気温が高く、等温線が島のような形になる現象。

複線型人事制度 (p.142)

単一の指揮命令系統でつながっている「ライン」だけでなく、専門職やエキスパートによる「スタッフ」などを有する多元的な人事制度。

福祉共同作業所 (p.131)

一般の企業等で働くことの困難な障がいのある人の働く場や活動の場として、障がいのある人、親、ボランティアをはじめとする関係者の共同の事業として、地域の中で生まれ運営されている施設。

福祉的就労 (p.131)

雇用されることが困難な人が、作業しながら職業習慣を身に付けたり、職業技能を習得するために就労する場所。授産施設、共同作業所などを指す。

扶助費 (p.29)

生活保護や高齢者福祉・児童福祉などの社会保障に要する経費で、義務的経費の1つ。

ベンチャー (p.16)

専門的技術や知識を持ち、大企業が手掛けていない事業や技術開発・情報処理などを行う革新的な企業のこと。

保育室 (p.35)

東京都が定めた保育室設置基準を満たし、区市町村が保育室利用契約を締結した定員6名から29名の小規模な認可外保育施設。東京都及び区市町村が運営費を補助している。

保育ママ (p.35) →家庭福祉員

ポータルサイト (p.16)

インターネットにおいて、入口又は玄関の役割を果たす、情報の検索・閲覧を行うためのホームページ。

ま行

マネジメント (p.143)

経営などの管理のこと。目的を効果的に実現するために、経営資源などを適切に結合し、その作用・運営を操作・指導する機能もしくは方法をいう。リーダーシップや目的の設定・変更を含める場合もある。

民生委員 (p.118)

民生委員法に基づき、市民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、市民の相談に応じたり、関係機関との調整を図るなど必要な支援を行う特別地方公務員。

や行

やすらぎ支援事業 (p.124)

軽度の認知症のある方の自宅に支援ボランティアが訪問し、話し相手、声かけ等をする事業。これにより、認知症高齢者とその介護に当たる家族の福祉向上を図る。

ユニバーサルデザイン (p.20)

年齢、性別、身体、国籍などの様々な特性や違いを越えて、初めから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物・施設、製品などのデザインをしていこうという考え方。

要介護 (p.8)

介護保険制度における介護認定区分の1つで、介護を要すると認定されるもの。他に、介護は要さないが生活支援・介護予防を要する「要支援」、いずれも要さない「非該当」がある。

ら行

流域下水道 (p.67)

公共用水域の水質を保つために、広域的かつ効率的な下水の排除、処理を目的として、2つ以上の市町村の下水を処理するために、都道府県が設置する大規模な下水道。

療育 (p.21)

障がいを持つ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

緑被率 (p.51)

市域に占める樹木や草で覆われた土地の割合。速報値では、前回調査で緑被地とされた部分のみを評価するため、保全の指標となる。

65歳健康寿命 (p.134)

平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間。WHO（世界保健機関）が提唱した新しい

指標で、65歳健康寿命は、65歳の方の平均寿命から、衰弱・病気・痴呆などによる介護期間を差し引いた寿命のこと。

わ行

私たち (p.3)

この第4次基本構想・前期基本計画の中では、私たちの住む小金井市における様々な活動の主体である市、市民、団体及び事業者全体を指す言葉として使用している。

ワン・ストップ・サービス (p.142)

IT（情報技術）を活用して、1つの窓口で複数の手続きをしたり、サービスを受けたりすることができること。

ワーク・ライフ・バランス (p.18)

仕事と生活の調和。やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。特に、家族や地域で過ごす時間と仕事のバランス。

A～Z

DV (p.102)

配偶者や恋人など親密な関係にある、又は親密な関係にあった者から振るわれる暴力。ドメスティック・バイオレンスの略語。

ICT (p.113)

携帯電話やコンピュータなどの情報通信端末によるネットワーク等を利用した双方向通信技術を意味する英語の略語。その1つのSNS（ソーシャル・ネットワーク・システム）として、mixiなどが有名。

IT (p.35)

コンピュータやコンピュータネットワーク等を利用した情報通信技術を意味する英語の略語。

JR中央本線連続立体交差事業 (p.14)

東区間（三鷹～国分寺間）と西区間（西国分寺～立川間）に分けて進められ、小金井市域を含む東区間（三鷹～国分寺間）は平成●●年度(※)の完成に向けて事業が進められている。

既に市内7か所の踏切が廃止され、南北交通の円滑化が図られたが、さらに関連側道の整備などによりまちの一体化が図られる。※調整中。平成22年度までの事業認可を受けているが、平成22年度中に延伸の予定。都の決定を踏まえて年度を入れる予定。

LAN (p.113)

ローカル・エリア・ネットワークの略語。一つの企業内・ビル内など限られた地域で、複数のコンピュータを通信回線で接続し、データの共有等を行う比較的小規模なネットワークのこと。

NPO (p.8)

民間非営利組織を意味する英語の略語。福祉・教育・環境などをはじめとして、自主的・自発的な活動を行う団体等の総称。

NPO法人 (p.8) →NPO

PFI (p.142)

社会資本整備の民間事業化のこと。プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略語。公共施設などの整備を、官民の役割分担のもとに民間の資金や能力、ノウハウを活用することでより効率的に行おうとする考え方

SOHO (p.16)

コンピュータやインターネット等を活用して、小さな事務所や家庭で仕事をする勤務・事業形態のこと。

TLO (p.88)

技術移転機関。テクノロジー・ライセンス・オーガニゼーションの略語。大学や国立研究所の研究成果を企業に技術移転して事業化を目指す機関。事業化によって得た収入を新たな研究資金に充てることを目指す。